

## 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（案）の概要

県は、汚染土壌処理施設（以下「施設」という。）の設置等に関する事前協議等の手続を定めた「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（案）」（以下「要綱（案）」という。）を策定しましたので、パブリックコメントを実施します。

これは、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業に関する許可等の手続を行う者に対し、事業計画の段階で必要な指導を行う制度等を導入することにより、施設の設置等に係る生活環境の保全や汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とするものです。

### 1 背景

法では、施設の設置に関する届出や許可等の規定がなく、設置の時期についての規定も設けられていません。このため、事前に設置計画を把握し指導することが難しく、周辺地域の生活環境の保全について十分な措置が講じられないまま着工される懸念があります。

こうした課題に対処するため、県では、事業者に対し、事業計画の段階で必要な指導を行うため、事前協議の手続や、施設の立地、構造及び維持管理に関する基準等を定めた要綱（案）を策定することとしました。

なお、この要綱（案）は、平成 25 年 2 月にパブリックコメントを実施した「（仮称）千葉県汚染土壌処理業に関する指導要綱案」を大幅に見直したもので、再度パブリックコメントを実施するものです。

### 2 要綱（案）のポイント

#### ○ 事前協議制度を導入し生活環境の保全に配慮した事業計画を策定

施設の設置や稼働に際し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮が必要なことから事前協議制度を導入します。この中で、事業者に対し、生活環境影響調査の実施を求めるとともに、関係市町村長や利害関係者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を設け、必要に応じ、事業計画に反映させる手続を設けます。

#### ○ 施設の設置や維持管理における透明性の確保

事前協議書を縦覧し、幅広く事業計画を周知します。また、事業開始後に施設の維持管理状況をインターネット等により、事業者が公表することとします。

#### ○ 廃棄物処理施設との併用を原則禁止

廃棄物管理型最終処分場及び産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法の許可を受けたセメントを製造することを目的とした焼却施設に限る。）を除き、廃棄物処理施設との併用は、原則禁止します。

#### ○ 施設の設置時期

施設の設置に係る着工の時期は、事前協議が終了した後とします。

### 3 要綱(案)の主な内容

#### 【千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱】

##### ○ 目的

汚染土壌処理業者が施設の設置等及び維持管理を行う場合に、県が公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、県民の生活環境の保全 及び汚染土壌の適正な処理の推進を図る。

##### ○ 主な規定

- ・汚染土壌処理業者の責務
- ・廃棄物処理施設との併用の原則禁止
- ・施設の設置等に係る事前協議の実施（「4 要綱(案)の手続等の流れ」を参照）
- ・施設の立地・構造・維持管理に関する基準の遵守
- ・生活環境影響調査の実施

#### 【汚染土壌処理施設の立地に関する基準】

- ・施設の周辺に特に生活環境の保全上の配慮が必要な学校等の施設を含まない等独自の立地環境及び立地要件を規定

#### 【汚染土壌処理施設の構造に関する基準】

- ・汚染土壌の処理業に関するガイドライン等（環境省）の基準に加え、独自の基準を規定

#### 【汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準】

- ・汚染土壌の処理業に関するガイドライン等（環境省）の基準に加え、独自の基準を規定
- ・施設の維持管理状況をインターネット等により公表することを規定

#### 【汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針】

- ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）に準じた調査の実施方法を規定（生活環境影響調査の実施結果を事前協議書に添付し、縦覧することとした。）

#### 4 要綱(案)の手続等の流れ

